

消費者トラブル注意情報～令和7年8月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年8月13日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
電気空調・冷房機器 (インターネット通販に関するトラブルなど)	有名メーカーのサーキュレーターが格安で販売されているサイトを見つけ、注文した。翌日、ニュース番組を見ていたら、偽物が届く事例が紹介されていた。不安になり、キャンセルしたいが、業者の電話番号がわからない。	大手メーカー製や大学との共同開発を騙り、粗悪品を送るニセ広告が確認されています。 購入してしまった場合、業者の連絡先が不明であれば、注文確定メールに返信するかたちでキャンセルの連絡をしてください。 商品が届いた場合、代引き配達であれば、販売業者と連絡が取れない旨を配送業者に伝えた上で商品を受け取らず、送付伝票等に記載されている業者にキャンセルの連絡をしてください。クレジットカードの場合、商品を確認した上で、返金や今後の不正利用防止を兼ねてカード会社に相談してください。
ぬいぐるみ (インターネット通販に関するトラブルなど)	SNSの動画広告を見て、本物の犬のように動くAIロボットを注文した。しかし、広告とは全く違う粗悪な犬のおもちゃが届いた。返品し返金してほしい。	こうしたニセ広告を出稿する販売サイトの多くは海外事業者のようですが、販売サイトが海外の場合、返品、返金は大変困難になります。会社名や住所などの連絡先が明記されていないものや日本語表記がおかしいサイト、類似商品と比較して価格が安すぎるものや安価なのに著しく高性能を謳う商品を販売しているサイトは詐欺サイトの可能性があるため、利用しないようにしましょう。また、注文前には通販サイトで表示が義務付けられている「特定商取引法に基づく表記」のページを必ず確認するようにしましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
医療サービス (不審な電話など)	「あなたの保険証が不正に利用され、他県の病院で大量の睡眠薬が処方されている。放っておくと保険証やマイナンバーカードが使えなくなる。」と国の機関を名乗って電話がかかってきた。	官公庁を名乗って信用させ、不安をあおり、個人情報や金銭をだまし取る詐欺の可能性があります。国や地方自治体の職員が、電話や自動音声ガイダンス、ショートメッセージなどを使って、このような問合せをすることはありません。万が一電話に出てしまった場合は、個人情報等を伝えず速やかに電話を切るようにしてください。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

- (1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合
- (2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

- 広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒ 
- 電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111
(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

- 電子メール相談:県サイト [電子メール受付](#)⇒ 

- 消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒ 



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー&ネリー
～Stop the 泣き寝入り～

■高齢者向けのリーフレットを配布しています！

高齢者の消費者被害防止を目的として、高齢者に多い相談事例や被害に遭った際のアドバイスを掲載した消費者啓発リーフレットを様々な団体等に御提供しています。

9月の敬老の日にちなんだイベント等を開催する際に、是非ご活用ください。

リーフレットをご希望の方は、下記までご連絡ください。

リーフレットに関する問い合わせ先は、広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730

【発行】広島県環境県民局消費生活課